

参 考 資 料

<法令略称>

- (国の法令等) : 浄化槽法…「法」、環境省関係浄化槽法施行規則…「施行規則」、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令…「共同省令」
 (県の条例等) : 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例…「条例」、浄化槽法施行細則…「細則」

○浄化槽の使用上の遵守事項：施行規則第1条第1号～第9号

○手続き

- 浄化槽設置届出書：法第5条第1項、共同省令第3条（別記様式第一号）
 浄化槽変更届出書：法第5条第1項、共同省令第4条（別記様式第二号）
 浄化槽使用開始報告書：法第10条の2第1項、施行細則第2条第1号（別記様式第一号）
 浄化槽管理者変更報告書：法第10条の2第2項、施行細則第2条第3号（別記様式第三号）
 浄化槽使用休止届出書（新設）：法第11条の2、法施行規則第9条の3（別記様式第1号）
 浄化槽使用再開届出書（新設）：法第11条の2、法施行規則第9条の4（別記様式第1号の2）
 浄化槽使用廃止届出書：法第11条の3、法施行規則第9条の5（別記様式第1号の3）

○法定検査

- 浄化槽管理者の受検義務：法第7条、法第11条
 7条検査の受検期間：施行規則第4条第1項【使用開始後3ヶ月が経過した日から5ヶ月以内】
 検査項目：浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法
 その他必要な事項（H19. 8. 29 環境省告示第64号）

○保守点検

- 浄化槽管理者の実施義務及び時期（回数）：法第10条【毎年1回】
 実施回数の特例：施行規則第6条【次に掲げる期間ごとに1回以上】

	処理方式	人槽や種類	期間	
合併処理浄化槽	分離接触ばっ気方式	～20人槽	4月	
	嫌気ろ床接触ばっ気方式	21～50人槽	3月	
	脱窒ろ床接触ばっ気方式			
	活性汚泥方式		1週	
	回転板接触方式	①砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集槽を有する浄化槽	1週	
	接触ばっ気方式 散水ろ床方式	②スクリーンおよび流量調整タンクまたは流量調整槽を有する浄化槽 (①に掲げるものを除く。)	2週	
単独処理浄化槽	全ばっ気方式	～20人槽	3月	
		21～300人槽	2月	
		301人槽以上	1月	
	分離接触ばっ気方式	～20人槽	4月	
		分離ばっ気方式	21～300人槽	3月
		単純ばっ気方式	301人槽以上	2月
	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式			6月

○遠隔監視機能を有する浄化槽の保守点検の回数の特例〔令和3年9月30日環境省告示第59号〕

遠隔監視機能（浄化槽に係る機能が適正に維持されていることを、当該浄化槽の設置場所から離れた位置において確認することができる機能をいう。）を有する浄化槽に関する保守点検の実施回数（当該浄化槽に異常が発生した場合に速やかに適切な措置をとるための体制が確保されている場合に限る。）

【通常の使用状態において、次に掲げる期間ごとに1回以上】

処理方式	浄化槽の種類	期間
膜分離活性汚泥方式	処理対象人員が51人以上であるもの	2週
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	流量調整層が生物反応槽の前に設置されている浄化槽であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの ①浄化槽から生じる汚泥を1月以上貯留することができること。 ②し渣かごが設置されている浄化槽にあつては、し渣かごにし渣を1月以上貯留することができること。 ③処理対象人員が51人以上であること。	1月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は切り上げるものとする。		

保守点検の技術上の基準：法第4条第7項（→施行規則第2条）、法第8条【順守義務】
浄化槽管理者の保守点検実施記録の保管義務：施行規則第5条第8項【3年間】

○清掃

浄化槽管理者の実施義務及び時期（回数）：法第10条【毎年1回】
実施回数の特例：法第11条第1項、施行規則第7条【全ばっき方式は、おおむね6ヵ月ごとに1回以上】
清掃の技術上の基準：法第4条第8項（→施行規則第3条）、法第9条【順守義務】
浄化槽管理者の清掃実施記録の保管義務：施行規則第5条第8項【3年間】

○工事

実施の基準：浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令第1条

○関係業者等

工事業者の登録：法第21条
清掃業の許可：法第35条
法定検査機関の指定：法57条
保守点検業者の登録：条例第3条

○関係業者の義務

実施記録の作成・交付：施行規則第5条第2項
実施内容の説明：施行規則第5条第3項
記録の保存：施行規則第5条第9項

◎令和元年法改正（新設）事項…※浄化槽法の一部を改正する法律要綱の順序による。

- 1 使用の休止・再開の届出：法第11条の2、
- 2 浄化槽処理促進区域：法第3章の2
 - (1) 浄化槽処理促進区域の指定：法第12条の4、
 - (2) 公共浄化槽（①定義：法第2条第1の2号）：法第12条の5～第12条の17（②設置等、③設置の完了の通知等、④排水設備の設置等、⑤排水設備の設置の承認、⑥使用開始の届出、⑦排水設備の使用の廃止）
- 3 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保：法第48条第2項第3号
- 4 浄化槽台帳の作成：法第49条
- 5 協議会：法第54条
- 6 特定既存単独処理浄化槽に対する処置：法附則第11条

■ 問い合わせ先

【広島市】	業務第二課	TEL 082-504-2223	【安芸高田市】	下水道課	TEL 0826-47-1204
【呉市】	環境試験センター	TEL 0823-25-3551	【江田島市】	生活環境課	TEL 0823-43-1637
【竹原市】	地域づくり課	TEL 0846-22-2279	【府中町】	下水道課	TEL 082-286-3189
【三原市】	生活環境課	TEL 0848-67-6168	【海田町】	地域みらい課	TEL 082-823-9219
【尾道市】	下水道課	TEL 0848-29-7010	【熊野町】	生活環境課	TEL 082-820-5606
【福山市】	環境保全課	TEL 084-928-1072	【坂町】	環境防災課	TEL 082-820-1506
【府中市】	環境衛生課	TEL 0847-43-9222	【安芸太田町】	建設課	TEL 0826-28-1962
【三次市】	環境政策課	TEL 0824-62-6136	【北広島町】	環境生活課	TEL 0826-72-7365
【庄原市】	下水道課	TEL 0824-73-1175	【大崎上島町】	環境衛生課	TEL 0846-64-3513
【大竹市】	環境整備課	TEL 0827-59-2154	【世羅町】	上下水道課	TEL 0847-22-1189
【東広島市】	生活衛生課	TEL 082-422-1048	【神石高原町】	健康衛生課	TEL 0847-89-3336
【廿日市市】	下水道経営課	TEL 0829-32-5490			